

静岡県地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年7月28日

静岡県知事 川勝平太

静岡県条例第24号

静岡県地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

静岡県地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和33年静岡県条例第19号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(私服作業等手当)</p> <p><b>第13条</b> 私服作業等手当は、次に掲げる場合に支給する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 私服員が次に掲げる作業に従事したとき。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ <u>アに掲げる皇族以外の皇族又は警護対象者の身辺の護衛の作業</u></p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前項第2号アの作業 作業に従事した日1日につき1,150円</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(遠隔地水上警戒作業手当)</p> <p><b>第21条</b> (略)</p> <p>2 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき1,100円とする。</p> <p><b>附 則</b></p> <p>(緊急災害対策本部が設置された非常災害に対処するための災害応急作業等手当の特例)</p> <p>6 (略)</p> <p><u>(新型コロナウイルス感染症により生じた事</u></p>	<p>(私服作業等手当)</p> <p><b>第13条</b> 私服作業等手当は、次に掲げる場合に支給する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 私服員が次に掲げる作業に従事したとき。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ <u>アに掲げる皇族以外の皇族の身辺の護衛の作業</u></p> <p>ウ <u>警護対象者の身辺の護衛の作業</u></p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前項第2号ア<u>又はウ</u>の作業 作業に従事した日1日につき1,150円</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(遠隔地水上警戒作業手当)</p> <p><b>第21条</b> (略)</p> <p>2 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき1,100円<u>(夜間(日没から日出までの間をいう。))に作業に従事した場合にあっては、1,650円)</u>とする。</p> <p><b>附 則</b></p> <p>(緊急災害対策本部が設置された非常災害に対処するための災害応急作業等手当の特例)</p> <p>6 (略)</p>

態に対処するための特殊勤務手当の特例)

7 第2条から第21条までの規定によるほか、職員が、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。以下同じ。）から県民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であって次に掲げるものに従事したときは、作業に従事した日1日につき3,000円（新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者（以下「患者等」という。）の身体に接触して、又は患者等に長時間にわたり接して行う作業に従事した場合にあっては、1日につき4,000円）の新型コロナウイルス感染症対処作業手当を特殊勤務手当として支給する。

- (1) 患者等に接して行う作業であって、犯罪の捜査、逮捕、留置、保護その他これらに準ずるもの
- (2) 死因鑑定のために行う死体（新型コロナウイルス感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いのある死体に限る。）の解剖の立会い作業、解剖の補助作業、検視の作業、見分の作業その他これらに準ずる作業
- (3) その他人事委員会がこれらに準ずると認める作業

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

#### 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の静岡県地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第13条の規定は、令和5年4月1日から適用する。
- 2 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の静岡県地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の規定に基づいて支給された私服作業等手当は、改正後の条例の規定による私服作業等手当の内払とみなす。